



# IASB会議報告 (2012年5月～2012年7月)

国際会計基準審議会理事 おうち たかつぐ 鶯地 隆継  
※ IASB：国際会計基準審議会

## はじめに

今回は、2012年5月から7月までに行われたIASB会議の内容を報告する。この3回の会議では非常に重要な決定がなされた。リース会計、および投資企業についてはIASBでの審議は終了し、再公開草案ないしは最終基準書のドラフティング作業に入る。

(本原稿執筆時点ではそれぞれのドラフト草案はまだ未公表であるため、本稿はあくまでも会議での決定事項についての解説のみを行う。)

また、金融商品会計の分類及び測定においては、負債証券の評価について、公正価値と取得原価の差額を包括損益(OCI)において認識するという第三の事業モデルを導入することが決定された。保険会計においても同様に、割引率の変動をOCIで認識することが決定された。

さらに収益認識基準については、再公開草案のコメントを締め切って、ニューヨークとロンドンと東京で、IASBとFASB合同でのラウンドテーブルを開催し、関係者のコメントポイントが整理された。これに基づき

今後の審議のスケジュールを確定させた。

このように、FASBとのMOUプロジェクトにおける重要な懸案項目が着々と決定され、MOUプロジェクト完了の見通しが立ってきたといえる。

このため、MOUプロジェクト後の作業計画についても重要な報告があった。MOUプロジェクト後の優先課題について意見を求めたアジェンダ協議について、そのコメント内容のフィードバックがあり、アジェンダの優先順位、および今後の作業計画案が公表された。

ただ、MOUプロジェクトについて、懸念事項も表面化した。会議の決定事項ではないが金融商品会計の減損について、FASBが独自に米国内で行ったアウトリーチの結果を受けて、これまでの合同会議での合意事項とは異なる方法を模索する可能性があることが会議中に示唆された。なお、FASBは、この件について別途行われた単独会議で、代替的なアプローチの検討を開始することを決定している。

このように、この5月から7月にかけては大変めまぐるしい動きがあっ

たので、要点を絞って報告する。

## 報告対象会議

- 2012年5月21日～24日 (FASBとの合同会議及びIASB単独会議)
- 2012年6月12日～14日 (同上)
- 2012年7月16日～21日 (同上)

## リース会計(借手側)

リース会計の借手側の処理については、費用認識の方法について、昨年末から改善案を準備し、リースワーキンググループなどにおいてのヒアリングを重ねた上で、2月の会議において、現行の提案に代わるものとして、原資産アプローチと利息償却アプローチの2つのアプローチを提示した。しかし2月の会議では結論が出ず、短期集中での再アウトリーチを行うこととなった。この2月の決定を受けて、スタッフは、わずか2か月の間に20数回に及ぶアウトリーチを、日本を含む世界各地で行った。

そのアウトリーチの結果報告が5月のノーワークでの合同会議で行われた。もともと5月の会議はビデオ会議で行う予定であったが、この

リース会計の議論のために当初の予定を変更し、ビデオ会議ではなく、IASBの理事、スタッフがアメリカに出張し、ひざ詰めでの議論を行った。

5月の会議では論点を整理するだけに止まり、結論は出さなかったが、5月の報告を受けて、6月の会議では、論点が以下の点にのみ集約された。

まず、アウトリーチの結果、原資産アプローチは理論的には一定の合理性があるものの、原資産の費消割合の算定に、かなりの実務的困難が伴うという懸念が示された。一方で、利息償却アプローチについては実務的には対応可能なものの、理論的な裏付けが十分ではないという点について懸念が示された。さらに、アウトリーチの中では2モデルとすること自体が複雑性を伴うので、単一モデルにこだわるべきであるとの意見も多かった。このため、単一モデルにこだわるのか、それとも複数モデルを許容するのかという点について、まず結論を出すために以下の3つのアプローチのどれが適切かということを最初の論点とした。

アプローチ1：すべてのリースで利息費用認識のパターンとなるアプローチ  
 アプローチ2：すべてのリースで定額費用認識のパターンとなるアプローチ  
 アプローチ3：2つの異なる費用認識パターンを持つアプローチ  
 IASBではアプローチ1を支持する声が多く、FASBではアプローチ2を支持する声が多かったが、現実的な妥協案として、アプローチ3を選択することとなった。その場合、2つの異なる費用認識パターンをどの

ように区別するかという次の論点となった。

スタッフが提示したのは以下の4つのオプションである。

オプション1：IAS17の原則に基づいて区分する（所有のリスクとリワードのほとんどすべての移転に基づく決定）。

オプション2：原資産の費消割合に基づいて区分する（使用権資産が、原資産の重要でないとはいえない部分の取得に相当するか否かに基づく決定）。

オプション3：原資産の性質に基づいて区分する（不動産のような資産は原資産の費消が少ないといった判断による決定）。

オプション4：事業目的に基づいて区分する（リース契約の締結に関する借手の事業目的に基づく決定）。

このうちまずオプション2は、いわゆる原資産アプローチと同じであるが、理論的には一定の合理性があるものの、原資産の費消割合の算定に、かなりの実務的困難が伴うという懸念がアウトリーチで示されていたので、選択肢から外れた。次に、オプション4については、やはり恣意性が高くなりすぎることから外れ、論点はオプション1かオプション3に絞られた。IASBはオプション3を支持する理事が多く、FASBではオプション1を支持する理事が多いように見受けられた。ただ、オプション1の欠点は、現行のIAS第17号が抱える問題が解決されないままとなることである。もちろん、オプション1を採ったとしても、使用権資産をオンバランスすることには変わりはない。ただし、オプション1を採った場合、現行のオペレーティ

ング・リースがすべて定額費用認識のパターンとなる。ところがこの定額費用認識のモデルはある欠陥を抱えている。それは、使用権資産を逆算で計算する（balancing amount）という点である。仮にオプション1を選択し、IAS第17号と同じ方法で区分すると、リース契約のかなりの部分について、この欠陥のあるモデルを適用することになってしまう。このようなことから、最終的に投票をした結果、FASBにおいても、オプション1、IAS第17号による区分を支持したのは2名しかおらず、最終的にオプション3を選択することとなった。

2012年6月のIASB Up-dateでは、以下のように記述されている。

**IASBとFASBは、借手の会計処理とともに、異なるリースについて異なるリース費用の認識パターンを設けるべきかどうかを議論した。両審議会は、借手が次のように会計処理すべきであると暫定的に決定した。**

- a. 一部のリースを、2010年の公開草案「リース」で提案したのと同様のアプローチを用いて会計処理する。
- b. 一部のリースを、定額のリース費用となるアプローチ（定額アプローチ）を用いて会計処理する。

両審議会はまた、借手がこれらの2つの異なるリースの区別を、リース期間にわたって原資産の重要でないとはいえない部分を借手が取得して消費するかどうかに基づいて行うべきであると暫定的に決定した。この原則は、次のような原資産の性質に基づく実務上の便法を用いて適用すべきである。

- a. 不動産のリース（土地、建物

(又は建物の一部)又はその双方)は、定額アプローチを用いて会計処理すべきである。ただし、次のいずれかの場合を除く。

i. リース期間が原資産の経済的耐用年数の大部分を占める場合

ii. 固定リース料の現在価値が原資産の公正価値のほとんどすべてを占める場合

b. 不動産以外の資産のリースは、2010年の公開草案「リース」で提案したのと同様のアプローチを用いて会計処理すべきである。ただし、次のいずれかの場合を除く。

i. リース期間が原資産の経済的耐用年数に占める部分が重要でない場合

ii. 固定リース料の現在価値が原資産の公正価値と比較して重要でない場合

## リース会計（貸手側）

リース会計の貸手側について、IASBとFASBは2011年10月に、投資不動産をスコープの範囲外とすることを暫定決定している。しかしながら、借手側の暫定決定を受けて、この10月の決定について再度検討し、以下のUp-date記載のとおり、借手側と貸手側が整合するような形となるようにした。

両審議会は、貸手が債権・残存資産アプローチを適用するリースと、オペレーティング・リースの会計処理と同様のアプローチを適用するリースを区別すべきであると暫定的に決定した。この区別は、上記に記述した借手の会計処理と同様の規準を用いて行うことになる。したがって、

貸手は、借手がリース期間にわたって原資産の重要でないとはいえない部分を取得し消費するリースについて、債権・残存資産アプローチを適用することになる

なお、7月の会議では開示などの詳細について追加的な決定を行い、7月の会議をもって再公開草案のドラフティング作業に入った。今年の第3四半期中に再公開草案を公表する予定である。リース会計については紆余曲折があり、理論的にもやや脆弱な部分もあるが、そういった部分を乗り越えて、一定の合意ができるレベルにまで到達できたのではないかと思われる。もちろん、不動産だけを特別扱いしたことについての賛否はあるであろう。ただ、不動産でなくても定額費用処理が可能となり、また、逆の場合も可能となるような仕組みを作っており、個別のケースに応じて実態判断ができるようになっている。このあたりの運用については、今後の実務の蓄積が必要であろう。

いずれにせよ、リース会計は再公開して、広く関係者の意見を受け付けるので、是非とも建設的なご意見をいただけることを期待したい。

## 投資企業

IASBは、IFRS第10号「連結財務諸表」の会計処理の要求事項が免除される別個の種類企業としての、投資企業を定義する提案を2011年8月に公表し、パブリックコメントを求めていた。コメントは2012年の1月に締め切り、5月以降の会議で、この基準の最終化作業が進められた。

投資企業とは、投資目的のみで広範囲の投資家から投資をプールする

企業であると一般的に理解されている。一方で、IFRS第10号では、投資企業が投資をしている企業を支配している場合には、連結を要求することとなる。しかし、IFRS第10号を開発する際に、投資家からは、これは投資の価値を評価するのに必要な情報を提供することにならないというコメントが数多く寄せられていたので、IASBは、この論点に対処するため、IFRS第10号の例外規定としての投資企業を提案することとした。IASBは、企業が投資企業として適格となるために満たすべき要件を提案し、その要件を満たした場合、これらの企業には、連結の要求事項を免除し、その代わりに、すべての投資を、純損益を通じて公正価値で会計処理することを要求することとした。

寄せられたコメントの多くは、IASBが提案した要件が厳しすぎるというものであった。例えば、公開草案では要件の中に、『親会社（もしあれば）に関連せず、集団で企業に対する重要な所有持分を保有している投資者がいる』という項目がある。これは要すれば、重要な所有持分を保有している投資者が複数いなければならないということを意味している。このような要件を設けた趣旨は、特定の親会社に帰属する100%子会社や、それに準ずるような実質的な子会社を連結対象から除外するために投資会社を設けるといった粉飾行為を防ぐためである。

ただし、この要件を厳格適用すれば、いわゆるSWF（ソブリン・ウェルス・ファンド）のような政府系機関投資のための投資会社などが対象外となってしまう。このため、最終的には、このような、厳しすぎると

のコメントがあった要件のいくつかを外し、投資会社の『定義』と『典型的な特徴』という2段構造を設けることとした。この『典型的な特徴』というのは、要件ではないものの、通常の投資会社であれば、当然満たしているはずの特徴であり、それを満たしていないにもかかわらず、なおかつ投資会社であるということを主張するのであれば、その理由を説明することを求めるというスタイルとした。

5月のUp-dateは、投資会社の定義に係る暫定決定を次のように記載している。

IASBは、投資企業の定義を次のようにすることを暫定的に決定した。

1. 投資企業は、次のすべてを行うものである。

- a. 単一又は複数の投資家から資金を得て、当該投資家に専門的な投資管理サービスを提供する。
- b. 自らの事業目的及び唯一の実質的活動が、資本増価（又は資本増価及び投資収益）からリターンを得るために資金を投資することであると投資家に確約している。
- c. 投資のほとんどすべての管理及び業績評価を公正価値に基づいて行っている。

2. 投資企業及びその支配従属企業は、その投資から次のいずれのリターン又は便益も獲得せず、また、獲得を目的としていない。

- a. 資本増価（又は資本増価及び投資収益）以外のリターン又は便益
- b. 他の非投資者には利用できないか又は所有持分に通常は帰属しないリターン又は便益

ただし、上記の2については、7

月の会議において、分かりづらく重複感があるとの指摘があり、修正される予定である。

続いて、典型的な特徴については7月のUp-dateで以下のように記載されている。

両審議会は、投資企業が以下の典型的な特徴のすべてを有するべきであると暫定的に決定した。

- a. 複数の投資
- b. 複数の投資家
- c. 親会社又は投資マネージャーと関連のない投資者
- d. 資本又はパートナーシップの形式をとる所有持分

両審議会は、企業が典型的な特徴の1つ以上を満たさない場合であっても、必ずしも当該企業が投資企業であることを妨げないと暫定的に決定した。両審議会はまた、企業が典型的な特徴の1つ以上を満たさない場合に、当該企業の活動が、引き続き投資企業の活動とどのように整合しているのかを説明するよう要求することを暫定的に決定した。

なお、投資企業については、もう1つ非常に重要な論点がある。それは、投資企業でない親会社が投資企業の子会社を持った場合の、親会社における連結決算の方法についてである。投資企業適格であれば、支配が及ぶ投資先（通常は子会社）の連結が不要である。ただ、その投資会社の上に、投資企業ではない一般事業会社の親会社がある場合に、その親会社の連結決算において、子会社である投資企業に認められている連結の特例規定をそのまま引き継いで（ロールアップして）よいかどうかという論点である。この論点はロールアップの議論と呼ばれるが、要すれば、投資企業子会社を通じた孫会

社について連結をすべきか、しなくてもよいのかという問題である。

この点について、コメントレターの大半が、ロールアップを認めるべきという内容であった。その理由の1つに、米国会計基準ではそれが認められているということがある。ただし、アメリカの場合はもともと投資会社法という法律があり、かつ、SECという非常に強力な監督機関の監督の下で、このルールが運用されているという背景がある。一方で、IASBは、そのような監督機関が存在することを前提にルールを作ることにはできない。また、今回、一連のコメントを受けて、投資会社の要件をある程度緩和しており、その緩和された要件のまま、投資会社ではない親会社に対して、ロールアップを認めてしまうと、連結逃れのリスクが非常に高くなる。このため、IASBはロールアップを認めないこととした。

この点について、7月のUp-dateは、以下のとおり記載している。

投資企業でない親会社の投資企業子会社についての会計処理

IASBは、投資企業子会社がその支配している投資先に用いる連結の例外を、投資企業でない親会社が維持すべきではないと暫定的に決定した。

最終基準は、早ければ2012年9月末にも公表される予定である。

### 金融商品会計（IFRS第9号【分類と測定】の限定的修正）

この分野に関して5月の会議で大変大きな決定がなされた。それは、一部の負債性金融商品についてのOCI利用の拡大、すなわち、FVOCIという第三の事業モデルを決定した

ことである。IFRS第9号をリオープンするかどうかについての最大の焦点がこの論点であったため、最終的にFVOCIを導入することが決定されたということは非常に大きなターニングポイントである。このFVOCIという事業モデルの導入により、これをIAS第39号への回帰であると解釈する人もいるが、IAS第39号とは根本的な発想に大きな違いがある。

IAS第39号は金融資産を個別の資産ごとにその評価方法を決定し、どの分類にも属さないものについてFVOCIを適用するという発想であったが、IFRS第9号は事業モデルによる分類であり、定義されたFVOCIの事業モデルに当てはまるものだけがFVOCIの対象となる。そもそも、現行のIFRS第9号では、金融資産は、その契約条項が、元本と元本残高に関する利息の支払い（元利：P&I）のみであるキャッシュ・フローを特定の日に生じさせるならば、FVNI（Fair Value through net income：従来、FVPLという表現を使用していたが、今回のUp-dateではFVNIを使用しているののでそれに合わせる）以外の測定カテゴリーに適格となる可能性があるとしている。

したがって、FVOCIの事業モデルの対象になるものは、キャッシュ・フロー特性上P&Iのみという金融商品だけが対象となる。P&I以外のキャッシュ・フロー特性があるものはすべてFVPL（FVNI）となる。よって、残余のカテゴリーはFVOCIではなくFVNIとなる。

また、もう1つの重要な決定は、FVOCIで評価されたものについて、認識の中止を行う場合は、純損益へリサイクルを要求することを決めたことである。IFRS第9号では戦略

投資株についてもFVOCIの評価方法を採用しているが、ここでは認識の中止に伴うリサイクルは禁止されている。したがって、この会計処理との整合性を図るのであれば、負債性金融商品についてもリサイクルを禁止するという選択肢もあり得たが、そもそも、戦略投資株という金融商品が非常に特殊なものであるの、それとの整合性に拘束される必要はないということ、また、FVOCIはB/S上に公正価値の情報を提供し、償却原価と同じP/Lインパクトとなるように設計することが投資家に対して有用な情報を提供するとの判断から、リサイクルを行うことを決定した。

これらの点について、5月のUp-dateでは、以下のように記載されている。

**IASBは、適格な負債性金融商品についてのFVOCIの測定カテゴリーをIFRS第9号に追加すべきであると暫定的に決定した。**

**両審議会は、FVOCIカテゴリーを定義し、FVNIを残余のカテゴリーとすべきであると暫定的に決定した。**

**両審議会は、金融資産をFVOCIで測定するのは、当該資産が適格な負債性金融商品（すなわち、契約上のキャッシュ・フローの特性の評価を通じた商品）であり、かつ、契約上のキャッシュ・フローの回収のための金融資産の保有と、金融資産の売却の双方を目的とする事業モデルの範囲内で保有している場合とすることを暫定的に決定した。両審議会は、FVOCIの事業モデルに適格となる事業活動の種類についての適用指針を提供することを決定した。**

#### 具体的会計処理

- 当該金融商品に係る利息収益を、償却原価で測定される金融資産に適用される実効金利法を用いて、

純損益に認識すべきである。

- 当該金融商品の信用減損損失・戻入を、償却原価で測定される金融資産と同じ減損の手法を用いて、純損益に認識すべきである。
- OCIで認識した公正価値による累積利得又は損失を、当該金融資産の認識の中止の際にOCIから純損益にリサイクルすべきである。

### 収益認識基準

収益認識基準については、既に再公開草案へのコメントが締め切られた。いただいたコメントの多くは、オリジナルの公開草案に比して大きな改善があったとの評価であった。日本から提出したコメントについても、その多くが取り上げられ、かつ、実際に基準案が日本が指摘した趣旨に沿って修正されている部分も多く、日本の関係者からも評価いただいている。

このため、新しい基準が受け入れられる素地ができつつあると感じられる。

ただ、何点か非常に重要な論点が残されている。例えば、開示のボリュームに関する論点である。開示に関しては、四半期決算における取扱いなど、オリジナルの公開草案にはなかった新たな提案もある。

IASBとFASBはコメント締切り後、ニューヨークとロンドンと東京の3か所で、合同のラウンドテーブルを行った。日本におけるラウンドテーブルでは参加者も多く、活発な意見交換がなされた。さらに日本では、作成者とアナリストなどのユーザーが直接対話するようなミーティングも行われた。開示などについてアナリストの期待と、作成者の感じる負担感に大きな隔たりがあったが、そ

の隔たりの原因がお互いの誤解に基づく部分もあるということが分かり、ユーザーと作成者との直接対話の重要性が再認識された。

このためIASBとFASBは開示について、投資家と作成者とが意見交換するワークショップを計画しており、日本でも開催される予定である。このようにこの収益認識プロジェクトに関しては、日本の関係者の貢献は非常に大きく、改めてこの場を借りて感謝したい。

なお、5月の会議では、コメント内容のサマリーの報告と残された論点についての今後の審議の計画について、右上の表のとおり報告があった。主要な審議を年内に終わらせて、2013年第1四半期中に新基準を公表する予定である。

また、7月の会議では履行義務の充足について集中的議論があった。論点は別個の履行義務の識別についてと、一定期間にわたり充足する履行義務についてである。基本的には再公開EDの考え方を支持するコメントが多かったが、基準の本文に一部分かりづらいところがあり、誤解を招く可能性があったので、それを修正して、より分かりやすいものとするための提案があった。

やや長くなるが、7月のUp-dateの重要な部分を紹介する。

**別個の履行義務の識別 (2012年7月暫定決定ベース)**

2011年EDの「区別できる」という概念を維持し改善するため、両審議会は、次の両方を満たす場合においてのみ、企業が約束した財又はサービス（あるいは、財又はサービスの束）を別個の履行義務として会計処理しなければならないと暫定的に決定した。

**プロジェクト計画 (2012年5月会議で報告)**

IASB/FASBボード会議日程	再審議内容 (スタッフ案)
7月16~20日	履行義務の充足 契約に関する問題点 ライセンス 不利テスト
9月24~28日	収益認識の制限 回収可能性 貨幣の時間価値
10月15~19日	適用範囲 コストについて 取引価格の配分 非金融資産
11月19~23日	開示 経過措置、早期適用
12月17~21日	その他の問題点、その他の基準の改訂
2013年第1四半期	新基準の公表

a. 顧客が、財又はサービスからの便益を、それ単独で又は顧客にとって容易に入手可能な他の資源と一緒にすることで得ることができるため、約束した財又はサービスは区別可能である (本要件は2011年EDの第28項(b)に基づく)。

b. 財又はサービスが、契約の中のその他の約束した財又はサービスと高度に依存又は相互関連していないため、約束した財又はサービスは契約の文脈上で区別できる。

両審議会は、契約の文脈上で約束した財又はサービスが区別できるかどうかの評価は、次のような指標による裏付けがなければならないと暫定的に合意した。

a. 企業は、財又はサービス（あるいは、財又はサービスの束）を、顧客が契約した財又はサービスの束に統合する著しいサービスを提供しない。言い換えると、企業は契約で特定されたアウトプットを生み出すために財又はサービスをインプットとして使用しない。

b. 顧客は、契約中の他の約束した財又はサービスに著しい影響を与

えることなしに、財又はサービスを購入すること又は購入しないことを選択することができる。

c. 財又はサービスは、契約中の他の財又はサービスを著しく修正又はカスタマイズしていない。

d. 財又はサービスが、次の2つの両方の条件に合致するような、契約の中で約束され連続的に引き渡される一連の財又はサービスの一部ではない。

i. 顧客にこれらの財又はサービスを移転する約束は、一定期間に充足される履行義務である (2011年EDの第35項に整合的である)。

ii. 企業はこれらの財又はサービスの顧客への移転を描写するために、同じ進捗度の測定方法を使用する。

**一定期間にわたり充足する履行義務 (2012年7月の暫定決定ベース)**

企業が履行義務を一定期間にわたり充足するか否か、つまり、収益が一定期間にわたり認識されるか否かを決定するための2011年EDの第35項で提案された要件について、両審

## IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の改訂

IASBは今秋、IAS第28号の限定的修正のための公開草案を公表する予定である。関連会社で増資やストックオプションの発行によりその純資産が変動した場合の投資側での処理についてばらつきがあるため、これに対処するもの。典型的な例は、いわゆるみなし売却と呼ばれるようなケースである。例えば、投資者が40%を保有している純資産1億円の会社が2億円の第三者割当増資を行った場合を想定する。この増資により、関連会社の純資産は3億円となるが、それに伴い投資者の持ち分比率が20%まで低下したとする。この結果、投資比率は40%から20%まで減少したが、持分純資産は40百万円から60百万円に増加する。この場合の差額の20百万円を投資者側でどのように処理するかという課題である。

本件については、実務では処理にばらつきがある。ある投資者はその差額を損益で認識し、ある投資者はその差額を資本で受け入れる。本件はIFRS解釈指針委員会で議論したが、重要な原則に係る論点でもあるため、IASBで議論することとし、今般、IAS第28号の限定的修正として広くコメントを求めることとした。

このようなプロセスは今までの解釈問題ではあまりなかったプロセスであり、IFRSの解釈問題をスピーディーに解決するための新たな取組みの一環である。

なお、IASBは統一的に資本で受け入れることを提案している。14名の理事が賛成し、1名が反対したが、その1名は私である。その理由は、関連会社の資本取引を安易に親会社

議会は、以下のように改訂することを暫定的に決定した。

- a. 企業の履行により、資産が創出されるか又は増価し、資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配するかどうかを検討する第35項(a)で提案されていた要件を維持する。
- b. 第35項(b)(i)で提案されていた「便益を同時に受け取り消費する」の要件と第35項(b)(ii)で提案されていた「他の企業が実質的にやり直す必要がない」の要件を、「純粹なサービス」契約に適用する1つの要件として統合する。
- c. 第35項(b)の「転用できる」の要件と第35項(b)(iii)の「現在までに完了した履行についての支払を受ける権利」の要件を1つの要件に統合することで、より密接に関連づける。

また、両審議会は、「転用できる」と「現在までに完了した履行についての支払を受ける権利」の解釈を明確化することを暫定的に決定した。例えば以下のような明確化である。

- a. 「転用できる」については、企業が製造プロセスの全体を通して部分的に完成した資産を他の顧客に再度振り向けることが可能か否かを、契約開始時に評価する。
- b. 支払を受ける権利は強制可能なものでなければならない。当該権利の強制可能性を評価する際、契約内容だけでなく、契約内容を覆しうる法律ないし法的前例も考慮しなければならない。

### 保険契約

この3か月間の暫定決定の中で最も重要な決定の1つが、保険契約に

おいてその他のOCIの使用を認めることを決定したことである。保険の中でもとりわけ生命保険のように非常に長期の負債を抱える契約の場合、短期的な割引率の変動をそのまま損益に反映させることが適切なのかどうかについての議論がずっと行われてきた。最終的に将来のキャッシュ・フローに影響しない割引率の変動から生じる保険負債の変動についてのみ、OCIに表示することを決定した。

一方で、金利感応的なキャッシュ・フローの仮定の変動から生じる保険負債の変動についてはOCIに表示しないことにした。これは金利感応といえども、実際に将来のキャッシュ・フローに影響を与えるため、そのような変動は保険負債の変動として損益で把握すべきであるとの考え方によるものである。

この保険負債におけるOCIの導入に当たって、資産側とのミスマッチを発生させないためには資産側にもOCIを導入する必要がある。このためにIFRS第9号をリオープンする必要があったのであり、その意味で、保険負債へのOCI導入は大変大きな意味を持っているといえる。

5月のUp-dateでは、以下のよう

に要約されている。

両審議会は、保険者が次のことをすべきであると暫定的に決定した。

1. 割引率の変動から生じる保険負債の変動をOCIに表示する。
2. 金利感応的なキャッシュ・フローの仮定の変動から生じる保険負債の変動をOCIに表示しない。
3. 保険契約の開始時にロックインされた割引率を使用して利息費用を表示する。

の資本取引として受け入れてしまえば、連結財務諸表の範囲が非常にあいまいになってしまうからである。極端な場合、関連会社の関連会社が行った増資に伴って、連結財務諸表の資本が増えてしまうということまで起こりかねない。また、いったん資本で認識した後、その会社を売却した場合の扱いなどについても疑問が残る。資本が永遠に残るのか、あるいは資本をリサイクルするというような分かりづらい処理となる。

Up-dateの記載は、以下のとおり。

*IASBは、関連会社の純資産の変動のうち関連会社の純損益又はその他の包括利益に認識されない部分（「その他の純資産の変動」）の持分を、投資者がどのように会計処理すべきかを議論した。*

*IASBは、投資者は、その他の純資産の変動について、投資者の資本で会計処理すべきことを、暫定的に決定した。*

*IASBは、次のとおり決定した。*

- ・ IAS第28号を改訂する個別の公開草案を公表する。IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の追加的な改訂は不要である。
- ・ 当該改訂は遡及的に適用する。
- ・ コメント期間は120日以上とする。

是非、コメントをいただきたい。

## おわりに


以上みてきたとおり、この3か月はMOUプロジェクトの完成に向けて大きな一歩を踏み出した時期であったといえる。一方で、冒頭に述べたとおり、金融商品の減損会計について、FASBが代替的なアプローチについて検討を始めるとの決定をして

おり、減損会計の方向性については重大な局面を迎えている。IASBとFASBはこの減損会計のあり方について、3年越しで議論をし、2011年に合意をしたにもかかわらず、最終局面で議論を振り出しに戻すような行為である。

IASBとしてはあくまでも国際基準を作成するという立場から、アメリカ1国の事情のみを斟酌するのではなく、広く各国の関係者や監督機関の声を聞きながら、最終決定を下さざるを得ない。

なお、紙幅の関係上、詳細は紹介しなかったが、MOU以降の取組みとして、新しいテーマを模索するためのアジェンダ協議のコメントフィードバックが5月に行われた。詳細の説明は割愛するが、コメントの中で最も多かった要望は、概念フレームワーク・プロジェクトの再開である。IASBとしては年内に議論を再開することを決めているが、2つ重要なポイントがある。1つは、それぞれのテーマをバラバラに取り組むのではなくて、ある程度同時並行的に検討を行うということである。もう1つは、ある特定機関との共同プロジェクトとはしないということである。具体的にはFASBとの共同プロジェクトではなくなるということである。

もちろんFASBの協力なしではこのプロジェクトは進められないが、重要なのはアメリカ1国だけとの共同プロジェクトではなくなるということである。このようにMOU後をにらんだ仕組み作りが着々と進みつつあるということを報告しておきたい。

	教材コード	J 0 2 0 6 6 6
	研修コード	2 1 0 3
	履修単位	1単位